

(その1)



収 支 報 告 書

✓

令和 6年分

(ふりがな)

1 政治団体の名称

コバヤシ カヤコ
小林かやこ後援会

2 主たる事務所の所在地

オオイタケベップシ ソウエン クミ
大分県別府市荘園3組1

3 代表者の氏名

コバヤシ カヤコ
小林 華弥子

4 会計責任者の氏名

フジタ クミコ
藤田 久美子

事務担当者の氏名

コバヤシ カヤコ
小林 華弥子

(電話) 0977-26-5858

(電話) 090-1363-8458

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | の 規 定 に よ る 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公 職 の 種 類 衆議院候補者 |
| 資 金 管 理 団 体 |
| の 届 出 を し た |
| 者 の 氏 名 小林 華弥子 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者 |
| の 氏 名 小林 華弥子 |
| 公 職 の 種 類 衆議院候補者 |

資金管理団体の指定の期間

令和6年7月1日から
令和6年12月31日まで

※ 報告対象年の途中で資金管理団体の
指定・取消をした場合のみ記入

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年7月1日から
令和6年12月31日まで

※ 報告対象年の途中で国会議員関係政
治団体の指定・取消をした場合のみ
記入

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2, 605, 509
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	2, 605, 509
支 出 総 額	1, 425, 834
翌年への繰越額	1, 179, 675

(注) ・ 「前年からの（繰越額）」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金	額	4, 000
員	数	2

(注) ・ 「員数」は党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2, 601, 509	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	2, 601, 509	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	2, 601, 509	

(注) ・ 「（うち特定寄附）」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。
・ 「（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）」は「小計」の内書を記載してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住 所 (団 体 に あ っ て は 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)	職 業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備 考	
羽生 正宗	1, 000, 000	2024. 8. 28	大分県別府市野田5組	会社経営		
小林 華弥子	180, 509	2024. 10. 28	大分県別府市石垣西6丁目6番56号	団体役員		
大倉 有美子	50, 000	2024. 11. 12	東京都中野区江原町3-22-1	会社員		
角 友徳	8, 000	2024. 11. 14	大分県中津市北原813-2	会社員		
小林 華弥子	1, 000, 000	2024. 12. 27	大分県別府市石垣西6丁目6番56号	団体役員		
こ の 頁 の 小 計	2, 238, 509	←同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円以下のものを一括して計上してください。 ←同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。 ↓				
そ の 他 の 寄 附	363, 000					
合 計	2, 601, 509					

(注) ・同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとにまとめて50音順に明細を記載してください。

・同一の者からの寄附で、明細を記載する場合は年月日順にまとめて記載してください。

・寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉としてください。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載してください。

・個人からの寄附のうち、例えば、甲野太郎（資金管理団体の届出をした者）がする特定寄附については、「寄附者の氏名」欄に「◎甲野太郎」と記載してください。

(その13)

3 支出項目の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金額	備考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	37,143	
(4) 事 務 所 費	141,235	
小 計	178,378	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	497,456	
(2) 選 挙 関 係 費	750,000	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	1,247,456	
合 計	1,425,834	

(注) ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに金額を「備考」欄に記載してください。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	37,143	✓資金管理団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 ←国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。			
合計	37,143	↑ ←同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			

(注)・資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的意」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
・「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別葉で記載してください。

この様式は経常経費用です。
(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分	事務所費（造作修繕費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体に あっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所移転費用	130,000	2024. 11. 25	株式会社あじまん	埼玉県三郷市鷹野4-518-3	
この頁の小計	130,000				
その他の支出	0				
合計	130,000				

(注)・資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的意」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別葉で記載してください。

この様式は経常経費用です。
(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（通信費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体に あっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	10,575				
合計	10,575				

(注)・資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的意」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別葉で記載してください。

(その14)

(注)・資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的意」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
・「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別葉で記載してください。

この様式は政治活動費用です。
(その15)

(2) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	組織活動費（会合費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体に あっては、主たる事務所の所在地）	備考
会議費	45,600	2024.10.20	平壤苑	大分県別府市駅前町1の25	
会議費	35,700	2024.10.26	平壤苑	大分県別府市駅前町1の25	
会議費	35,673	2024.11.6	ろばた 仁	大分県別府市北浜1丁目10-14	
会議費	28,000	2024.11.7	和ごころスナック花笑み	大分県別府市北浜1丁目4-18	
会議費	60,500	2024.11.7	焼とり凡母家	大分県別府市北浜1-1-11	
この頁の小計	205,473	✓国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を計上してください。 ←その他の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 へ ←同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			
その他の支出	0				
合計	205,473				

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以下の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。
(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費（旅費交通費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体に あっては、主たる事務所の所在地）	備考
航空チケット代金	17,420	2024. 10. 10	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
宿泊	61,320	2024. 10. 15	亀の井ホテル	大分県別府市中央町5-17	
レンタカー	159,595	2024. 10. 29	ニッポンレンタカー九州株式会社	福岡県福岡市博多区空港前2-5-40	
航空チケット代金	17,420	2024. 10. 29	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
この頁の小計	255,755	✓国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を計上してください。 ←その他の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 ←同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			
その他の支出	26,228				
合計	281,983				

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以下の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	組織活動費 (渉外費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0		✓国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を計上してください。 ←その他の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 ↗←同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。		
その他の支出	10,000				
合計	10,000				

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以下の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。
(その15)

(2) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	選挙関係費 (選挙宣伝費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスター・掲示板等設置費用	100,000	2024. 9. 22	二宮 研介	大分県大分市大字木上102番地2	
ポスター・掲示板等設置費用	150,000	2024. 9. 22	吉村 尚久	大分県中津市宮夫92番地3	
ポスター・掲示板等設置費用	150,000	2024. 12. 15	野間 武	大分県中津市京町1524	
ポスター・掲示板等設置費用	200,000	2024. 12. 15	原田 孝司	大分県別府市鶴見 8 組 3 の上	
ポスター・掲示板等設置費用	150,000	2024. 12. 15	三重 忠昭	大分県別府市馬場5-1	
この頁の小計	750,000	✓国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を計上してください。 ←その他の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 ←同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			
その他の支出	0				
合計	750,000				

(注) ・ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・ それ以外の政治団体は1件当たり5万円以下の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その17)
1 資産等の総括表

資産等の状況

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 12 日

政治団体の名称 小林かやこ後援会

会計責任者の氏名 藤田 久美子



.....
(代表者は、解散した年の収支報告書にのみ記載)

代表者の氏名 _____ 印

(備考)

- ・「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
- ・解散した場合は代表者の記名押印又は署名が必要です。
- ・国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書の添付が必要です。

政治資金監査報告書

令和 7 年 3 月 2 日

小林かやこ後援会
代表 小林 華弥子

登録政治資金監査人

登録番号 第 2127 号

研修終了年月日 平成 21 年 2 月 6 日

1 監査の概要

赤川 治之 

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、小林かやこ後援会の令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、小林かやこ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

小林かやこ後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、小林かやこ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上